

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月20日
【発行者名】	星野リゾート・リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 秋本 憲二
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目6番18号
【事務連絡者氏名】	株式会社星野リゾート・アセットマネジメント 総合企画部長 横倉 理
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目6番18号
【電話番号】	03-5159-6338
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

本投資法人は、平成28年9月15日開催の本投資法人の資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントの取締役会及び平成28年9月16日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の運用等に関する方針を定めた運用ガイドラインの改正について決議が行われたことに伴い、以下のとおり平成29年2月1日付で本投資法人の運用に関する基本方針が変更されることとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2 【報告内容】

### (1) 変更の理由

本投資法人では、投資するホテル、旅館及び付帯施設について、その特徴を投資主が体験し、理解を深める機会の一助とする目的で、投資主優待制度を設けてきました。しかし、この度、公平な利益還元の観点から、当該投資主優待制度の利用者数、利用率、本制度を廃止した際の分配金への影響その他の事情を考慮し、慎重に検討を重ねました結果、投資主への分配により利益還元を行うことがより適切であると判断し、投資主優待制度を廃止することとしました。

### (2) 変更の概要

平成28年7月28日付で提出された有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針」に記載の投資主優待制度を、平成29年2月1日付で廃止します。なお、当該投資主優待制度に基づき発行された優待券は、それぞれの優待券ごとに定められた期限に効力を失います。

### (3) 変更の年月日

平成29年2月1日